

備品利用申込の手引き

社会福祉法人 京都市上京区社会福祉協議会

1. 申請について

申請は、利用しようとする日の3ヶ月前の同日（休所日の場合はその翌日）から当日までとし、受付時間は区社協の開所時間内（平日：午前9時00分～午後5時00分）とします。

2. 申請方法について

- 『備品利用申込書』に必要事項を記入し、提出してください。
但し、印刷機の利用については、『印刷機利用簿』に記入ください。
- 申請は1団体1申請とし、複数又は定期的な申請は受け付けません。

3. 利用料について

利用料金は、無料とします。但し、備品利用にかかる消耗品については、原則利用者負担とします。

- *印刷にかかるコピー用紙については利用者が準備するか実費相当を負担する。
- *体験くんで使用する耳栓の費用については利用者が負担する。（一個 50 円）

4. 利用時間(期間)について

利用時間(期間)については、次のとおりとします。

施設利用 (但し、平日に限定)	午前	午後
	9時 ～ 12時	1時 ～ 5時
備品利用	3日以内とします。(原則、更新・延長は不可)	
車いす利用	2週間以内とします。(原則、更新・延長は不可)	

5. 返却について

万が一、返却が遅れる場合は、必ず区社協事務局までご連絡ください。

6. 注意事項

- 備品利用において異常に気づいた場合は、速やかに区社協事務局まで報告ください。
- 利用した備品は、利用者の責任において元の位置にもどし、点検・確認の上、区社協事務局に返却してください。
- 利用者の過失により備品が損傷した場合は、修理代を請求します。
- 貸出備品の使用に起因する事故・負傷については使用者の責任とします。

7. 附則

この手引きは、平成 21 年 10 月 1 日より適用します。

平成 24 年 4 月 1 日 一部変更

平成 24 年 6 月 15 日 一部変更

平成 30 年 8 月 23 日 一部変更

令和 2 年 9 月 3 日 一部変更

■備品・施設一覧

備 品	車イス、 プロジェクター、 スクリーン、 印刷機、 紙折り機、 ペーパーカッター、 丁合機、 ワイヤレスマイク・アンプセット、 高齢者 疑似体験(たいけんくん、つくしくん)
-----	--

■連絡先

社会福祉法人 京都市上京区社会福祉協議会 電 話 (075) 432-9535 ファックス (075) 432-9536 〒602-8511 京都市上京区今出川通室町西入堀出シ町 285 番地 上京区総合庁舎 2 階 22 番窓口
--